

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 県民環境部・環境課

法令名	土壌汚染対策法	法令の番号	平成14年法律第53号
不利益処分の種類	要措置区域の土地の所有者への汚染の除去等の指示 措置等の講ずべき旨の命令	根拠条項	第7条第4項
処分基準	<p>（汚染の除去等の措置）</p> <p>第7条 都道府県知事は、前条第1項の指定をしたときは、環境省令で定めるところにより、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において、要措置区域内の土地の所有者等に対し、相当の期限を定めて、当該要措置区域内において汚染の除去等の措置を講ずべきことを指示するものとする。ただし、当該土地の所有者等以外の者の行為によって当該土地の土壌の特定有害物質による汚染が生じたことが明らかな場合であって、その行為をした者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。以下この項及び次条において同じ。）に汚染の除去等の措置を講じさせることが相当であると認められ、かつ、これを講じさせることについて当該土地の所有者等に異議がないときは、環境省令で定めるところにより、その行為をした者に対し、指示するものとする。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の規定による指示をするときは、当該要措置区域において講ずべき汚染の除去等の措置及びその理由その他環境省令で定める事項を示さなければならない。</p> <p>3 第1項の規定により都道府県知事から指示を受けた者は、同項の期限までに、前項の規定により示された汚染の除去等の措置（以下「指示措置」という。）又はこれと同等以上の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置として環境省令で定めるもの（以下「指示措置等」という。）を講じなければならない。</p> <p>4 都道府県知事は、前項に規定する者が指示措置等を講じていないと認めるときは、環境省令で定めるところにより、その者に対し、当該指示措置等を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>5 都道府県知事は、第1項の規定により指示をしようとする場合において、過失がなく当該指示を受けるべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、指示措置を自ら講ずることができる。この場合において、相当の期限を定めて、指示措置等を講ずべき旨及びその期限までに当該指示措置等を講じないときは、当該指示措置を自ら講ずる旨を、あらかじめ、公告しなければならない。</p> <p>6 前3項の規定によって講ずべき指示措置等に関する技術的基準は、環境省令で定める。</p>		
	対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関
			目次 NO
			- 1

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 県民環境部・環境課

法令名	土壤汚染対策法	法令の番号	平成14年法律第53号
不利益処分の種類	要措置区域の土地の所有者への汚染の除去等の指示 措置等の講ずべき旨の命令	根拠条項	第7条第4項
処分基準	<p>土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号） （要措置区域内の土地の所有者等に対する指示） 第33条 法第7条第1項本文に規定する指示は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。 一 汚染の除去等の措置（法第6条第1項に規定する汚染の除去等の措置をいう。以下同じ。）を講ずべき土地の場所 二 要措置区域において講ずべき汚染の除去等の措置及びその理由 三 汚染の除去等の措置を講ずべき期限 2 前項第一号に掲げる土地の場所は、当該土地若しくはその周辺の土地の土壤又は当該土地若しくはその周辺の土地にある地下水の特定有害物質による汚染状態等を勘察し、人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において定めるものとする。 3 第1項第三号に掲げる期限は、汚染の除去等の措置を講ずべき土地の場所、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態、当該土地の所有者等の経理的基礎及び技術的能力等を勘察し、相当なものとなるよう定めるものとする。</p> <p>（土壤汚染を生じさせる行為をした者に対する指示） 第34条 法第七条第一項ただし書に規定する指示は、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体を埋め、飛散させ、流出させ、又は地下に浸透させる行為をした者に対して行うものとする。ただし、当該行為が次に掲げる行為に該当する場合は、この限りでない。 一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の2第2項に規定する一般廃棄物処理基準に従ってする同法第2条第2項に規定する一般廃棄物の埋立処分 二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第1項に規定する産業廃棄物処理基準若しくは同法第12条の2第1項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準に従ってする同法第2条第4項に規定する産業廃棄物の埋立処分 三 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第10条第2項第四号に規定する基準に従ってする同法第3条第六号に規定する廃棄物の排出</p>		
	対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関
			目次 NO
			- 2

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 県民環境部・環境課

法令名	土壌汚染対策法	法令の番号	平成14年法律第53号	
不利益処分の種類	要措置区域の土地の所有者への汚染の除去等の指示 措置等の講ずべき旨の命令	根拠条項	第7条第4項	
処分基準	<p>2 法第7条第1項ただし書に規定する指示は、2以上の者に対して行う場合には、当該2以上の者が当該土地の土壌の特定有害物質による汚染を生じさせたと認められる程度に応じて講ずべき汚染の除去等の措置を定めて行うものとする。</p> <p>3 前条の規定は、法第7条第1項ただし書に規定する指示について準用する。この場合において、前条第3項中「当該土地の所有者等」とあるのは、「当該土壌汚染を生じさせる行為をした者」と読み替えるものとする。</p> <p>（指示事項） 第35条 法第七条第二項の環境省令で定める事項は、汚染の除去等の措置を講ずべき土地の場所及び期限とする。</p> <p>（指示措置と同等以上の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置） 第36条 法第七条第三項の環境省令で定める汚染の除去等の措置は、別表第五の上欄に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める汚染の除去等の措置とする。</p> <p>（指示措置等を講ずべき旨の命令） 第37条 法第七条第四項に規定する命令は、相当の履行期限を定めて、書面により行うものとする。</p> <p>（指示措置等に関する技術的基準） 第38条 法第七条第六項の指示措置等に関する技術的基準は、次条から第42条までに定めるところによる。</p> <p>（汚染の除去等の措置） 第39条 別表第五の上欄に掲げる土地において講ずべき汚染の除去等の措置は、それぞれ同表の中欄に定める汚染の除去等の措置とする。</p>			
	対応	1 聴聞の実施	処理	環境課
	区分	2 弁明の機会の付与	機関	環境課
			交付	環境課
			機関	
		目次	- 3	
		NO		

## 不利益処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管部（局）・課 県民環境部・環境課

法令名	土壌汚染対策法	法令の番号	平成 1 4 年法律第 5 3 号
不利益処分の種類	要措置区域の土地の所有者への汚染の除去等の指示 措置等の講ずべき旨の命令	根拠条項	第 7 条第 4 項
処分基準	<p>（措置の実施の方法）</p> <p>第 4 0 条 別表第五の一の項に規定する地下水の水質の測定、同表の二の項に規定する原位置封じ込め、遮水工封じ込め、地下水汚染の拡大の防止及び土壌汚染の除去、同表の三の項に規定する遮断工封じ込め、同表の四の項に規定する不溶化、同表の七の項に規定する舗装及び立入禁止、同表の八の項に規定する土壌入換え並びに同表の九の項に規定する盛土の実施の方法は、別表第六に定めるところによる。</p> <p>（廃棄物埋立護岸において造成された土地における汚染の除去等の措置）</p> <p>第 4 1 条 次に掲げる基準に従い港湾法（昭和 2 5 年法律第 2 1 8 号）第 2 条第 5 項第 9 号の 2 に掲げる廃棄物埋立護岸において造成された土地であって、同法第 2 条第 1 項に規定する港湾管理者が管理するものについては、前 2 条に定める汚染の除去等の措置が講じられている土地とみなす。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条の 2 第 2 項に規定する一般廃棄物処理基準又は同法第 1 2 条第 1 項に規定する産業廃棄物処理基準若しくは同法第 1 2 条の 2 第 1 項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準</li> <li>二 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 1 0 条第 2 項第 4 号に規定する基準</li> </ul> <p>（担保権の実行等により一時的に土地の所有者等となった者が講ずべき措置）</p> <p>第 4 2 条 都道府県知事が、自らが有する担保権の実行としての競売における競落その他これに類する行為により土地の所有者等となった者であって、当該土地を譲渡する意思の有無等からみて土地の所有者等であることが一時的であると認められるものに対し、法第 7 条第 2 項の規定により当該要措置区域において講ずべき汚染の除去等の措置を示すときは、第 3 9 条及び第 4 0 条の規定にかかわらず、当該要措置区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適合しない場合にあっては別表第五の一の項に規定する地下水の水質の測定、当該要措置区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌含有量基準に適合しない場合にあっては同表の七の項に規定する立入禁止を示すものとする。</p>		
	対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関
		交付機関	環境課
			目次 NO
			- 4